

報道関係者各位

2007 年 11 月 26 日

株式会社 ゆうちょ銀行

新規業務の認可申請について

ゆうちょ銀行は本日、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、クレジットカード業務等を内容とする新規業務について、認可申請を行いました。

これらの業務は、お客様の利便性向上を図る観点や当行の経営の安定のために是非とも必要であることから、関係者の御理解を賜り、早期の認可を希望しております。

○今回認可申請を行った業務

- ・クレジットカード業務（参考1）
- ・変額個人年金保険等生命保険募集業務（参考2）
- ・住宅ローン等の代理業務（参考3）

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社 ゆうちょ銀行

コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当）

電 話：03-3504-4440（直通）

FAX：03-3580-6799